

平成三年政令第三百二十七号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令

内閣は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第二項から第五項まで、第十二条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十七条第三項、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第一項から第三項まで並びに第二十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定省資源業種)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第七項の政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定再利用業種)

第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

(指定省資源化製品)

第三条 法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進製品)

第四条 法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

(指定表示製品)

第五条 法第二条第十一項の政令で定める製品は、別表第五の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品)

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物)

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

(特定省資源事業者の計画の作成に係る製品及び生産量の要件)

第八条 法第十二条の政令で定める製品は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める要件は、同欄に掲げる製品ごと

にその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第五欄に掲げる生産量以上であることとする。

(特定省資源事業者に対する勧告に係る生産量の要件)

第九条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る同表の第四欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第六欄に掲げる生産量以上であることとする。

(特定省資源事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十条 法第十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る特定省資源事業者ごとにそれぞれ同表の第七欄に掲げるとおりとする。

(特定再利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十一条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定再利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十二条 法第十七条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種に係る特定再利用事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(指定省資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(指定省資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十四条 法第二十条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品に係る指定省資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十六条 法第二十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定

再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(勧告の対象から除かれる指定表示事業者)

第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの  
二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの  
三 常時使用する従業員の数が二十人以上の組合等(農業協同組合、農産協同組合連合会、農事組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会)をい。次号において同じ。)であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの  
四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの  
五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。)

2 法第二十五条第一項の政令で定める収入金額は、当該法人又は個人がその事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間)に行うすべての事業の収入金額の総額とする。

3 法第二十五条第一項の政令で定める要件は、収入金額が二億四千万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円)以下であることとする。

(指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十八条 法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第五の上欄に掲げる指定

表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品を部品として使用する製品)

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第二十条 法第三十三条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は自ら輸入したものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十一条 法第三十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に係る供給量又は施工金額の要件)

第二十二条 法第三十六条第一項の政令で定める要件は、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十三条 法第三十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物に係る指定副産物事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(報告及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。  
一 製品の製造の業務に関する事項

二 原材料等の使用量、副産物の発生量、副産物の発生抑制に関する設備の状況その他副産物の発生抑制に関する事項

三 副産物に係る再生資源の販売量、再生資源の利用の促進に関する設備の状況その他再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、副産物の発生抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

**第二十五条** 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定再利用事業者に対し、当該特定再利用業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 製品の製造又は建設工事の施工の業務に関する事項
  - 二 再生資源又は再生部品の利用量、再生資源又は再生部品の利用に関する設備の状況その他再生資源又は再生部品の利用に関する事項
- 2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源又は再生部品の利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源又は再生部品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

**第二十六条** 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の製造又は販売の業務に関する事項
- 二 当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生抑制のための構造の改善その他使用済物品等の発生抑制に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化

製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定省資源化製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

**第二十七条** 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該指定再利用促進製品の種類及び数量その他当該指定再利用促進製品の製造又は販売の業務に関する事項
  - 二 当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進のための構造の改善その他再生資源又は再生部品の利用の促進に関する事項
- 2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定再利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

**第二十八条** 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定表示事業者に対し、その製造又は販売に係る指定表示製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該指定表示製品の種類及び数量その他当該指定表示製品の製造又は販売の業務に関する事項
- 二 当該指定表示製品に係る表示事項の表示の状況及び遵守事項の遵守の状況

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設、その販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

**第二十九条** 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、指定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 その製造又は販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する別表第八の上欄に掲げる製品の種類及び数量

二 当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施方法に関する事項

三 当該使用済指定再資源化製品の自主回収がされたものの数量又は当該使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた再生資源若しくは再生部品の数量

四 当該使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

五 その他当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施に関する事項

十までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 別表第三の一の項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業並びに同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

四 別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣

五 別表第四の七の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び経済産業大臣

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、財務大臣及び経済産業大臣

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れ

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業並びに同表の二、三及び六から

**第三十一条** 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品

二 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業並びに同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

四 別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣

五 別表第四の七の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び経済産業大臣

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、財務大臣及び経済産業大臣

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れ

られ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十三 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に

入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣

十四 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に

入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に

入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 法第三十九條第一項第五号に定める事項について

一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

3 法第三十九條第一項第六号に定める事項について

一 別表第七の一の項の第一欄に掲げる業種については、経済産業大臣

二 別表第七の二の項の第一欄に掲げる業種については、国土交通大臣

4 法第三十九條第一項第四号から第六号までに定める事項についての主務省令は、それぞれ前三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第三十二条 法第十六條、第十七條、第三十五條、第三十六條並びに第三十七條第一項及び第五項の規定による国土交通大臣の権限は、特定再利用事業者又は指定副産物事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任するものとする。

2 法第三十七條第二項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国稅事務所長）、又は稅務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第三十七條第二項の規定による厚生労働大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第三十七條第二項の規定による農林水産大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第三十七條第二項の規定による経済産業大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年二月二十五日）から施行する。

第二条 法附則第二条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五條第一項の規定により読み替えて適用される法律（昭和三十年法律第七十九号）第六條第一項の規定による貸付けの決定（以下

「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第二条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附則（平成五年六月二三日政令第二一六号）

この政令は、平成五年六月三十日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年三月二二日政令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年二月八日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月一七日政令第四五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月六日政令第二二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前にこの政令による改正前の資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第五の六の項上欄に掲げる指定表示製品であつたものうち、この政令の施行の日以後にこの政令による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項上欄に掲げる指定表示製品となつたものに係る資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五條第一項に規定する指定表示事業者については、当該指定表示事業者が旧令別表第五の六の項上欄に掲げる指定表示製品に係る同条第一項の表示事項を表示し、同項の遵守事項を遵守する場合に限り、同条の規定は、平成二十一年三月三十一日までは、適用しない。

附則（平成二七年九月九日政令第三一九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならぬ事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令

の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和四年九月二日政令第二九四号)

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

別表第一(第一条、第八条―第十条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
一 木材チップ、ラパルプ又は古紙	二 無機化学工業用無機化学品(塩製造業を除く。)(塩を除く。)	三 鉄鋼業及び製鉄業	四 粗鋼	五 自動車製造業(自動車)	六 自動車製造業(自動車)	七 自動車製造業(自動車)

別表第二(第二条、第十一条、第十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 古紙	二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手(硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用される管又は管継手は廃棄されたものをいふ。)	三 カレット	四 使用済複写機(複写機(乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。))が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。)

一 古紙	二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手(硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用される管又は管継手は廃棄されたものをいふ。)	三 カレット	四 使用済複写機(複写機(乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。))が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。)
------	--	--------	--

別表第三(第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係)

一 自動車	二 パーソナルコンピュータ	三 ユニット形エアコンディショナ(パッケージジ用のものを除く。以下同じ。)	四 ぱちんこ遊技機	五 回胴式遊技機	六 テレビ受像機	七 電子レンジ	八 衣類乾燥機
-------	---------------	---------------------------------------	-----------	----------	----------	---------	---------

一 自動車	二 パーソナルコンピュータ	三 ユニット形エアコンディショナ(パッケージジ用のものを除く。以下同じ。)	四 ぱちんこ遊技機	五 回胴式遊技機	六 テレビ受像機	七 電子レンジ	八 衣類乾燥機
-------	---------------	---------------------------------------	-----------	----------	----------	---------	---------

九 電気冷蔵庫	十 電気洗濯機	十一 収納家具	十二 棚	十三 事務用机	十四 回転いす	十五 石油ストーブ	十六 ガスこんろ	十七 ガス瞬間湯沸器	十八 ガスバーナー
---------	---------	---------	------	---------	---------	-----------	----------	------------	-----------

九 電気冷蔵庫	十 電気洗濯機	十一 収納家具	十二 棚	十三 事務用机	十四 回転いす	十五 石油ストーブ	十六 ガスこんろ	十七 ガス瞬間湯沸器	十八 ガスバーナー
---------	---------	---------	------	---------	---------	-----------	----------	------------	-----------

十九 給湯機 (石油を燃料とす るものに限り 以下同じ。)	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
別表第四(第四條、第十五條、第十六條、第三十 一條関係)		
一 浴室ユニ ット(浴槽、 給水栓、照明 器具その他入 浴のために必 要な器具又は 設備が一体と して製造され る製品をいい 、便所又は洗 面所が一体と して製造され るものを含む 。)	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
二 電源装置	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
三 電動工具	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
四 誘導灯	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
五 火災警報 設備	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
六 防犯警報 装置	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
七 自動車	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
八 自転車 (人の力を補 うため電動機 を用いるもの に限る。以下 同じ。)	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会

九 車いす (電動式のも のに限る。以 下同じ。)	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十 パソコン パソコン ルコンピユー ター	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
十一 プリン ター	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
十二 携帯用 データ収集装 置	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
十三 コード レスホン	その事業年度における 生産台数が二千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十四 フラク シミリ装置	その事業年度における 生産台数が五千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十五 交換機	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十六 携帯電 話用装置	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
十七 MCA システム用通 信装置	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十八 簡易無 線用通信装置	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
十九 アマチ ユア用無線機	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十 ユニツ ト形エアコン デিশヨナ	その事業年度における 生産台数が五万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十一 ぱち んこ遊技機	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十二 回胴 式遊技機	その事業年度における 生産台数が五千台以上 であること。	産業構 造審議 会

二十三 複写 機	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十四 テレ ビ受像機	その事業年度における 生産台数が五万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十五 ビデ オカメラ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十六 ヘツ ドホンステレ オ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十七 電子 レンジ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十八 衣類 乾燥機	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
二十九 電気 冷蔵庫	その事業年度における 生産台数が五万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十 電気洗 濯機	その事業年度における 生産台数が五万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十一 電気 掃除機	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十二 電気 かみそり(電 池式のものに 限る。以下同 じ。)	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十三 電気 歯ブラシ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十四 非常 用照明器具	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会

三十五 血圧 計	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	薬事・食 品衛生審 議会及び 産業構 造審議 会
三十六 医薬 品注入器	その事業年度における 生産台数が一千台以上 であること。	薬事・食 品衛生審 議会及び 産業構 造審議 会
三十七 電気 マッサージ器	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	薬事・食 品衛生審 議会及び 産業構 造審議 会
三十八 収納 家具	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
三十九 棚	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
四十 事務用 机	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
四十一 回転 いす	その事業年度における 生産台数が二万台以上 であること。	産業構 造審議 会
四十二 シス テムキッチン (台所流し、 調理用の台、 食器棚その他 調理のために 必要な器具又 は設備が一体 として製造さ れる製品をい う。)	その事業年度における 生産台数が五千台以上 であること。	産業構 造審議 会
四十三 石油 ストーブ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会
四十四 ガス こんろ	その事業年度における 生産台数が一万台以上 であること。	産業構 造審議 会

<p>四十五 ガスその事業年度における瞬間湯沸器生産台数が五千台以上</p>	<p>四十六 ガスその事業年度におけるパーナー付生産台数が一万台以上</p>	<p>四十七 給湯その事業年度における生産台数が一万台以上</p>	<p>四十八 家庭その事業年度における用電気治療器生産台数が一万台以上</p>	<p>四十九 電気その事業年度における気泡発生器生産台数が一万台以上</p>	<p>五十 電動式その事業年度におけるがん具（自動生産台数が一万台以上）車型のものによること。</p>	<p>別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）</p>	<p>一 塩化ビニル製塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製管、雨どい及び自入輸入した塩化ビニル製の床材及びびを販売する事業者）の項において同じ。</p> <p>二 鋼製又はアルミニウム製の缶（内容業者積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）</p> <p>三 缶に飲料を充てたものであって、飲料（酒類を除く。以下単に料が充てられた「飲料」という。）が充てられたものを販売する事業者</p>	<p>三 缶であって、酒類が充てられたもの</p> <p>四 ポリエチレンレフトレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限り。以下「ポリエチレンレフトレート製容器」といふ。）であって、飲料又は特定調味料又は特定調味料及び飲料又は特定調味料（しょうゆ、食酢その調味料が充てられ）の主務省令で定められたポリエチレンレフトレートの調味料をいう。以下「ポリエチレンレフトレート製容器」といふ。）が充てられたもの</p> <p>五 ポリエチレンレフトレート製容器であって、酒類が充てられたもの</p> <p>六 特定容器包装（容器包装）及び包装であって、当該商品が費消され、省令で定めるもの</p>	<p>一 ポリエチレンレフトレート製容器</p> <p>二 ポリエチレンレフトレート製容器</p> <p>三 その事業（酒類）に限り。以下この号において同じ。</p> <p>四 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業）に限り。以下この号において同じ。</p> <p>五 その事業（農林水産大臣の所管に属する事業）に限り。以下この号において同じ。</p>	<p>六 その事業（経済産業大臣の所管に属する事業）に限り。以下この号において同じ。</p> <p>七 密閉形鉛蓄電池（電圧が二百三十四キロクーロン以下のもに限り。以下同じ。）密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機物の部分品として輸入されるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。</p> <p>別表第六（第六条、第二十条、第二十一条関係）</p> <p>一 パソコンその事業年度における生産台数が一万台以上</p> <p>二 密閉形蓄電池その事業年度における密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池の販売量に限り。以下この号において同じ。</p>
--	--	-----------------------------------	---	--	---	-------------------------------	---	---	---	---

別表第七(第七條、第二十二條、第二十三條、第三十一條関係)

一	石炭灰	その事業年度における産業電力の供給量が一億二千万キロワット時以上であること。	議
二	土砂、コンクリートの塊、建設工事の施工金額が建設アスファルト二十五億円以上である業	議	議
三	木材	議	議
四	ト・コンクリート	議	議
五	電源装置	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
六	電動工具	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
七	誘導灯	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
八	火災警報設備	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
九	防犯警報装置	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十	自転車	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十一	車いす	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十二	パーソナルコンピュータ	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十三	プリンタ	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十四	携帯用データ収集装置	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十五	コードレスホン	二千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十六	ファクシミリ装置	五千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十七	交換機	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十八	携帯電話	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十九	話用装置	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議

別表第八(第十九條、第二十一條、第二十九條、第三十一條関係)

十五	MCAシステム用通信装置	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十六	簡易無線用通信装置	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十七	アマチュア用無線機	一千産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十八	ビデオカメラ	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
十九	ヘッドホンステレオ	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十	電気掃除機	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十一	電気かみそり	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十二	電気歯ブラシ	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十三	非常用照明器具	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十四	血圧計	一万薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十五	医薬品注入器	一千薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十六	電気マッサージ器	一万薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十七	家庭用電気治療器	一万薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十八	電気気泡発生器	一万薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会	議
二十九	電動式がん具	一万産業構造審議会及び中央環境審議会	議